

地域通貨「土の恵」の取扱と換金方法（取扱店）

1 登録手続き

- ・登録を希望する店舗等は、登録申請書を役場生活環境課に提出してください。
- ・登録申請した店舗が適切かどうか審査した後、登録証及び取扱マニュアルを送付します。

2 有効期限

- ・有効期間は、地域通貨「土の恵」表面に記載された有効期間とする。有効期間を経過した地域通貨券は無効となります。

3 地域通貨「土の恵」による販売時の確認事項

- ① 地域通貨「土の恵」裏面の取扱い店名に空欄があるか
- ② 有効期限は切れてないか
- ③ 偽造されたものでないか

4 地域通貨「土の恵」の交換ルール

- ・町内の取扱登録店で、1枚200円以内の価値で商品と交換できます。
- ・地域通貨は金券や商品券ではないため、日本国通貨によるおつりをだすことはできません。

200 なか = 200 円

5 地域通貨「土の恵」を持ったお客様が商品を購入した場合

- *たとえば、お客様が1,100円の商品を購入した場合は、「土の恵」5枚と100円を預かる。
- *たとえば、お客様が900円の商品を購入した場合は、「土の恵」5枚預かる。この場合おつりは出せません。おつりがないような使用をお願いする。（「土の恵」4枚と100円を預かる。）

6 地域通貨「土の恵」の2次流通

- ・商店は「土の恵」を日本国通貨200円以内と交換して使用できます。
- ・「土の恵」は3回まで使用できます。町内で2次流通させましょう。使い方は同じです。

7 地域通貨「土の恵」の換金手続き

- ・「地域通貨使用実績報告書兼請求書」に使用済み「土の恵」を添えて生活環境課へ提出してください。
- ・換金手数料は掛かりません。(当分の間)
- ・毎月10日と25日(締切日が休業日の場合、その後の直近の営業日)の月2回の請求受付締切日を設定します。請求書の受付から換金清算までに係る期間は概ね2週間から3週間程度となります。

換金受付請求日	換金清算予定
10日締切分	月末頃 振込予定
25日締切分	翌月10日頃 振込予定

なお、換金清算は、指定された口座へ振込みます。

8 地域通貨「土の恵」取扱店 業務スキーム

